

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を 改正する省令案等について（概要）

1. 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案

(1) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平20年文部科学省令第5号）の一部を改正し、平成21年度から平成23年度までの間における各教科等の時間数を次のように定める。

- ① 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間は、小学校第5学年及び第6学年で、外国語活動を加えて教育課程を編成することができるものとする。
- ② 外国語活動を加えて教育課程を編成するときは、外国語活動に充てる授業時数は、第5学年及び第6学年それぞれにおいて35単位時間を超えない範囲で各学校が定めることとともに、当該時数に総合的な学習の時間の時数を充てることができるものとする。
- ③ 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間における、小学校の算数、理科及び体育の授業時数、総合的な学習の授業時数並びに総授業時数は、別表第1に定めるそれぞれの授業時数及び総授業時数を標準とする。
- ④ 平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における、中学校の数学及び理科の授業時数、選択教科等に充てる授業時数並びに総合的な学習の時間の授業時数は、次の各号に掲げる期間ごとに当該各号に定めるそれぞれの別表に規定する授業時数を標準とする。（中等教育学校の前期課程も同様とする。）
 - 一 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 別表第2
 - 二 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 別表第3
 - 三 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで 別表第4

別表第1

区 分		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各教科の 授業時数	算数	136	175	175	175	175	175
	理科			90	105	105	105
	体育	102	105	90	90	90	90
総合的な学習の時間の授業時数				95	100	110	110
総 授 業 時 数		816	875	945	980	980	980

（この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。）

別表第2

区 分		第1学年	第2学年	第3学年
各教科の 授業時数	数 学	140	105	105
	理 科	105	105	105
選 択 教 科 等		0～15	50～85	80～140
総合的な学習の時間の授業時数		50～65	70～105	70～130

（この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。）

別表第3

区 分		第1学年	第2学年	第3学年
各教科の 授業時数	数 学	140	105	140
	理 科	105	140	105
選 択 教 科 等		0～15	15～50	45～105
総合的な学習の時間の授業時数		50～65	70～105	70～130

（この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。）

別表第4

区 分		第1学年	第2学年	第3学年
各教科の 授業時数	学	140	105	140
	理科	105	140	140
選択教科等		0～15	15～50	10～70
総合的な学習の時間の授業時数		50～65	70～105	70～130

(この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。)

(2) 施行期日

平成21年4月1日から施行。

2. 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間における小学校学習指導要領の特例を定める告示案

平成21年度及び平成22年度における小学校の教育課程については、次の表の左欄に掲げる小学校学習指導要領の各章又は節の種類ごとに、表の右欄に掲げる移行措置によるものとする。

章・節	移行措置の内容
総則、道徳、総合的な学習の時間、特別活動	○ 新小学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第27号をいう。以下同じ。）の規定によるものとする。（総則の第2を除く。）
国語	○ 新小学校学習指導要領によることもできるものとする。 ○ 現行小学校学習指導要領（平成10年文部省告示第175号をいう。以下同じ。）による場合には、平成22年度の第3学年の国語の指導に当たっては、新小学校学習指導要領第2章第1節第2の〔第3学年及び第4学年〕の2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)ウ(ア)に規定する事項（ローマ字）を加えるものとする。
社会	○ 新小学校学習指導要領によることもできるものとする。 ○ 現行小学校学習指導要領による場合には、次の通りとする。 ① 第3学年及び第4学年の指導に当たっては、新小学校学習指導要領第2章第2節第2の〔第3学年及び第4学年〕の2(6)アのうち「我が国における自分たちの県（都、道、府）の地理的位置、47都道府県の名称と位置」に関する事項を加えること ② 第5学年の指導に当たっては、新小学校学習指導要領第2章第2節第2の〔第5学年〕の2(1)アに規定する事項（世界の主な国の名称と位置等）を加えること。 ③ 平成21年度の第3学年及び平成22年度の第4学年の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第2節第2の〔第3学年及び第4学年〕の2(6)ウに規定する事項（産業や地形条件から見て県内の特色ある地域の人々の生活）ではなく、新小学校学習指導要領第2章第2節第2の〔第3学年及び第4学年〕の2(6)ウに規定する事項（県内の特色ある地域の人々の生活（地域の資源を保護・活用している地域））を指導すること。

算数、理科	<ul style="list-style-type: none"> ○ 別添1（算数）及び別添2（理科）のとおりとする。 ○ 新小学校学習指導要領における第2章第3節の第2の〔第1学年〕から〔第6学年〕までのそれぞれの2〔算数的活動〕については、教育課程に加えることができるものとする。
音楽	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新小学校学習指導要領によることもできるものとする。 ○ 但し、歌唱共通教材の扱いについては、新小学校学習指導要領第2章第6節第2の〔第1学年及び第2学年〕、〔第3学年及び第4学年〕及び〔第5学年及び第6学年〕それぞれの2A(4)アの規定によるものとする。
生活、図画工作、家庭、体育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新小学校学習指導要領によることもできるものとする。
外国語活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国語活動を教育課程に加え、新小学校学習指導要領によることもできるものとする。

3. 平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める告示案

平成21年度から平成23年度までの中学校の教育課程については、次の表の左欄に掲げる中学校学習指導要領の章・節の種類ごとに、右欄に掲げる移行措置によるものとする。

章・節	移行措置の内容
総則、道徳、総合的な学習の時間、特別活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号をいう。以下同じ。）の規定によるものとする。（総則の第2を除く。また、選択教科に関しては、現行の総則の規定による。）
国語	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新中学校学習指導要領によることもできるものとする。 ○ 現行中学校学習指導要領（平成10年文部省告示第176号をいう。以下同じ。）による場合には、平成23年度の第1学年の指導に当たっては、新中学校学習指導要領第2章第1節第2の〔第1学年〕の2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)イ(ア)に規定する事項（音声の働きや仕組みへの関心等）を加えるものとする。
社会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新中学校学習指導要領によることもできるものとする。 ○ 平成22年度の第1学年並びに平成23年度の第1学年及び第2学年における地理的分野及び歴史的分野の指導に当たっては、新中学校学習指導要領第2章第2節第3の1(2)の規定により、各学年において授業時数を各分野に適切に配当するものとする。 ○ 平成23年度の第1学年の地理的分野の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔地理的分野〕のうち、次の事項を指導するものとする。

	<p>2 (1) 世界と日本の地域構成</p> <p>(2) ア 身近な地域 ウ 世界の国々</p> <p>(3) ア(ア) 自然環境から見た日本の地域的特色 イ 人口から見た日本の地域的特色 ウ 資源や産業から見た日本の地域的特色 エ 地域間の結び付きから見た日本の地域的特色</p>
数学、理科	<p>○ 別添3（数学）及び別添4（理科）の通りとする。</p> <p>○ 新中学校学習指導要領における第2章第3節第2の〔第1学年〕から〔第3学年〕までのそれぞれの2〔数学的活動〕については、教育課程に加えることができることとする。</p>
音楽	<p>○ 新中学校学習指導要領によることもできるものとする。</p> <p>○ 但し、新中学校学習指導要領第2章第5節第2の〔第1学年〕及び〔第2学年及び第3学年〕のそれぞれの2 A (4) イ(ア)及び第3の2 (1) アの規定（歌唱共通教材）によるものとする。</p>
美術、保健体育、 技術・家庭、 外国語	<p>○ 新中学校学習指導要領によることもできるものとする。</p>